

○ポリグラフ検査取扱要綱の制定について（昭和40年4月17日例規第2号）

[沿革] 昭和48年11月例規第54号、平成11年3月第11号、12年11月第52号、19年3月第12号、21年10月第25号、31年4月第23号、令和3年7月第26号、4年3月第9号改正

ポリグラフ検査を適切に実施し、その効率的な運営を期するため次のとおり検査取扱要綱を制定したから運用に遺憾のないようされたい。

## 第1 目的

この要綱は、ポリグラフを犯罪捜査の面に積極的に利用し、その検査業務の適正な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 装置 複数の生理反応を同時に測定し、及び記録するポリグラフ装置をいう。
- (2) 検査 質問に対する生理反応を装置を用いて測定し、及び記録することにより、検査に係る事件（以下「検査事件」という。）に関する事実を認識しているか否かを検査するポリグラフ検査をいう。
- (3) 検査者 検査に関し、専門の知識及び技術を習得した者をいう。

## 第3 ポリグラフの利用

警察本部の犯罪捜査を担当する所属の長又は警察署長（以下「所属長」という。）は、犯罪の捜査を行うに当たっては、ポリグラフを積極的に利用するよう配意しなければならない。

## 第4 検査者の心構え

検査者は、検査を行うに当たっては、次に掲げる事項に配意しなければならない。

- (1) 検査を受ける者（以下「被検査者」という。）の人権を尊重し、かつ、公正を旨として真実の発見に努めること。
- (2) 被検査者に検査の趣旨、ポリグラフの機能、検査方法などを説明し、検査に対する不安感を解消するように努めること。

## 第5 検査の対象

この検査は、被疑者等に対し、その供述の真偽を検討するため必要がある場合又は捜査上必要がある場合において、本人の承諾を得て行うものとする。

## 第6 検査対象からの除外者

次のいずれかに該当する者に対しては、原則として検査は行わないものとする。

- (1) 健康上の理由によって、検査に支障がある者
- (2) 妊娠している者
- (3) 検査に必要な意思の疎通が困難な者

- (4) (1) から(3) までに掲げる者のほか、検査を行うことが適当でないと認められる者

## 第7 検査の実施時期及び場所

検査は、犯罪捜査の初期等の適切な時期において、検査を行うのに適当と認められる場所を選び、これを行うよう努めなければならない。

## 第8 検査の要請

所属長は、検査することを必要と認めた場合は、次に定めるところにより、刑事部科学捜査研究所長（以下「所長」という。）に要請するものとする。

- (1) ポリグラフ鑑定嘱託書（別記様式第1。以下「鑑定嘱託書」という。）を作成し、及びこれを送付することにより行うこと。この場合において、鑑定嘱託書の作成に当たっては、(2)に定めるポリグラフ鑑定嘱託管理簿（別記様式第2。以下「管理簿」という。）の登載番号を文書番号とし、奈良県警察行政文書管理規程（平成14年3月奈良県警察本部訓令第7号）第25条に規定する所属記号及び「ポ嘱」の文字を併記すること。
- (2) (1)の規定により鑑定嘱託書を送付するときは、管理簿に暦年ごとの番号を付して必要事項を記載し、その経過を明らかにしておくこと。

## 第9 鑑定嘱託書の受理

所長は、鑑定嘱託書の送付を受けたときは、当該鑑定嘱託書に記載されている鑑定事項を確認した上で、ポリグラフ鑑定嘱託収発件名簿（別記様式第3。以下「収発件名簿」という。）に暦年ごとの番号を付し、登載するとともに、ポリグラフ鑑定嘱託受理処理簿（別記様式第4。以下「受理処理簿」という。）に必要事項を記載し、担当する検査者を指定するものとする。

## 第10 検査の方法

検査は、次の方法により行うものとする。

- (1) 検査事件の内容のうち、当該事件に関わった者であれば認識していると推定される事項ごとに、同じ分類に属する複数の質問を適切に組み合わせた質問表を用いて行うこと。
- (2) 被検査者が外国人であつて日本語に通じないものであると認められるときは、通訳人を介して行うこと。
- (3) 検査者が、警察庁が整備し、又はこれと同等の性能を有する装置を使用して行うこと。

## 第11 質問表の作成等

- 1 検査者は、検査事件に関する捜査書類、証拠物等を検討し、検査に必要な質問表

を作成しなければならない。

- 2 所属長は、検査者が質問表の作成に関し必要な資料の提供を求めたときは、積極的にこれに協力しなければならない。

#### 第12 検査承諾書

所属長は、検査前に被検査者から検査承諾書（別記様式第5）を徴しなければならない。

#### 第13 立会人

検査者は、検査を行うに当たり、立会人を置くときは、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 被検査者が女子であるときは、18歳以上の女子を立ち会わせること。
- (2) (1)のほか、立会人を置く必要があると認めた場合は、年少者にあっては保護者等を、その他の者にあってはその事件の取調担当者以外の者を立ち会わせること。

#### 第14 認証シートの署名

検査者は、検査の信ぴょう性を確保するため、認証シート（被検査者の人定事項、当該検査に係るパラメータリスト等を印字したものをいう。）に被検査者又は立会人の署名を求めておくものとする。

#### 第15 検査結果の回答等

- 1 検査者は、検査した結果について、検査票（別記様式第6）を作成し、所長に報告しなければならない。
- 2 所長は、当該検査結果について、検査を要請した所属長に口頭で回答するものとする。
- 3 所属長は、検査結果が捜査上必要であると認めたときは、所長に当該検査結果を記載した書面の提出を求めることができる。
- 4 3による求めを受けた所長は、次に定めるところにより、所属長に対し、鑑定書（犯罪捜査規範第192条第1項に定めるものをいう）により回答しなければならない。
  - (1) 作成に当たっては、第9の規定により鑑定嘱託書の送付を受けたときに登載した収発件名簿の番号を文書番号とし、当該文書番号に「研が収」の文字を併記すること。
  - (2) 当該経過を受理処理簿の所定欄に記載しておくこと。

#### 第16 事後通報

所属長は、検査事件については、検査結果に対する取調べの結果を所長に、電話又

は口頭をもって通報しなければならない。

#### 第17 検査記録の保管

所長は、第15の1の規定により作成された検査票を検査記録とともに保管しておかなければならない。この場合において、保管期限は、特に必要がある場合を除き、判決の確定又は公訴時効完成の日までとする。

#### 第18 事故防止

所長及び所属長は、検査中における被検査者の逃走事故、自殺事故その他の事故の防止に努めなければならない。

ポ嘱第 号  
年 月 日

奈良県警察本部刑事部科学捜査研究所長 殿

長 印

ポリグラフ鑑定嘱託書

被疑事件について、下記の事項の鑑定を嘱託する。

発 生 年 月 日				
発 生 場 所				
被 害 者 の 住 居 職業・氏名・年齢	年 月 日生 歳			
被 検 査 者 の 住 居 職業・氏名・年齢	年 月 日生 歳			
	身柄の拘束	拘束・不拘束	満了日	年 月 日
事 件 の 概 要 及び 検 査 に 至 っ た 経 緯				
鑑 定 事 項				
参 考 事 項				
取 扱 担 当 者	課（署） 係（警電）			
	官職氏名			

注 犯罪が発生した場合は、発生年月日欄、発生場所欄の末尾に「発覚」と記載すること。





別記様式第4（第9、第15条関係）

ポリグラフ鑑定嘱託受理処理簿

月	日	第	号	月	日	嘱第	号
要 請 者				受 理 者			
事 件 名	(生・刑・交・備・他)						
被 検 査 者	歳 (男・女) (擬・害・参)						
鑑 定 事 項							
他機関嘱託	機 関 名						
	担 当 者 名						
検 査 日 時				検 査 者			
検 査 場 所							

鑑 定 結 果							
鑑 定 書 作 成	有 ・ 無	作 成 (回 答) 年 月 日		年 月 日			
	作 成 (回 答) 者						
鑑 定 書 交 付	交 付 方 法	通 送 ・ 手 渡		受 領 者	課 係		
	交 付 日	月 日			④		



別記様式第 5 (第12関係)

年 月 日

警察署  
司法警察員

殿

被検査者

住 所

氏 名

Ⓜ

年 月 日生

検 査 承 諾 書

私は、 についてポリグラフ検査を受けることを承諾いたします。

別記様式第6（第15、第17関係）

検 査 票

番 号	第 号	検査年月日	
検査場所		検査者	
事 件 名			
被 検 査 者			
検査結果等			
備 考			